

戰略的取引先確保推進事業

(販売力強化総合支援事業)

2018 NEW 環境展

出展募集要項

公益財団法人しまね産業振興財団

1. 目的

本事業は、“環境”分野製品を開発し販路開拓に努める県内中小企業に対し、製品・技術等をPRする場として「2018NEW 環境展」に『島根ブース』としての共同展示スペースを提供し、新たな販路開拓の取り組みを支援することを目的とする。

2. 2018NEW環境展の概要

【会 期】

平成 30 年 5 月 22 日（火）～5 月 25 日（金）4 日間

【時 間】

午前 10 時～午後 5 時まで（最終日は午後 4 時まで）

【会 場】

東京ビッグサイト（東京都江東区有明 3-11-1）東展示棟、及び屋外会場

【来 場 者】

来場者数目標 16 万人（2017 年実績 158,197 人）

【主 催】

日報ビジネス株式会社

2018NEW 環境展オフィシャルサイト <http://www.nippo.co.jp/n-expo018/index.htm>

3. 島根ブースへの出展募集概要

【出展対象製品】

主催者の定める対象製品 (http://www.nippo.co.jp/n-expo018/ne18_c.htm) であり、県内で製造されたものであること

【出展方法】

当財団が借り上げて開設する島根ブース(1 社あたり間口 3m×奥行き 3m 程度)に出展
※支援対象は 1 社 1 小間まで。ただし、有償で 2 小間以上の申込みも可能。

【負担金】

島根ブースでの出展が初めての企業・・・・・・・・・・1 社あたり 7 万円

過去に島根ブースに出展したことがある企業・・・・・・・・1 社あたり 15 万円

参考：通常、企業独自で出展する場合の屋内展示小間料は 1 小間 378,000 円（8%税込）

■財団負担部分

- ・ 展示スペース 1 小間（間口 3m×奥行き 3m 程度）
- ・ 共通の小間造作費用（システムパネル、パラペット、カーペット、照明、コンセント等）
※色、個数は財団指定する。レンタル備品の取り扱いについては未定
- ・ 社名板
- ・ 電気幹線工事費用、分電盤・回路工事費用、電気使用料金
- ・ 共用の商談スペース、ストック

■出展者負担部分

- ・ 2 小間の申込みの場合：2 小間目の小間料の実費(1 小間あたり 320,760 円)
※2 小間目の小間料については主催者へ直接支払いのこと。
※1 出展者あたりの最大の小間数は 2 小間とする。
- ・ 特殊備品等のレンタル代金、財団負担部分に記載の無い設備(給排水・ガス等)の利用代金
- ・ 展示物の運搬費、アattend 人員の旅費等

【応募条件】

以下の条件を満たすものとする。

- (1) 県内に本社、支社、営業所等を有する製造業者で、県税の滞納がないこと
- (2) 出展製品が主催者の定める対象製品であり、県内で製造されたものであること
- (3) 準備、会期中（4日間）、片付けにおいて自社ブースに十分な人員を派遣できること
なお、会期中アattend人員については、以下（4）の広報媒体における肖像権使用について同意できること
- (4) 当財団による出展風景の撮影、またその映像を広報活動、およびレポート用として、当財団ホームページ、その他広報媒体に利用することに同意できること
- (5) 当該展示会の出展支援を受ける者として下記①～④に定める不適当な者のいずれにも該当しないこと。
 - ①法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - ②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

【応募方法】

■下記の書類(部数指定のあるものはその数)を郵送または持参にて当財団へ提出すること。

- (1) 2018NEW 環境展 財団借上展示ブース**出展申込書**（必要事項を記入のこと）
- (2) **会社概要**(1部)。作成していない場合は、**定款の写し**
- (3) 展示予定商品の**パンフレット**(1部)
- (4) **県税納税証明書**（3か月以内のもの）
※発行を請求される時の記載必須項目
 - ・証明を受けようとする税目：「1 全税目」
 - ・証明を受けようとする事項：「1 未納の徴収金がないこと」
 - ・証明書の使用目的：「10 その他（産業見本市出展手続への提出）」
- (5) 直近2期分の**決算書類**
※他の事業で既に提出済みであれば省略可。追加資料をお願いする場合がありますのでご協力願います。

■募集締め切り 平成30年1月19日(金) 17:00 必着

【出展企業の選定】

提出された書類を基に経営・技術・販路の観点から審査を行い、予算の範囲内において決定する（2月上旬の予定）。なお、審査に先立ち、当財団担当者よりヒアリングを実施する。

【出展申込の取下げ】

申込締切後の取下げは原則認めない。やむを得ず申込を取下げの場合は下記の金額を負担のこと。

・ 2月28日(水)までの取下げ・・・20,000円

・ 3月1日(木)以降の取下げ・・・小間料の実費（320,760円×小間数）

ただし、審査結果等により出展できない場合は費用負担は不要とする。

【商談実績調査について】

会期中は商談実績調査票の提出、展示会終了後の一定期間(原則2年間)は商談進捗状況の報告が必要。

【申し込み・問い合わせ先】

公益財団法人しまね産業振興財団 販路支援課（担当：渡利、奥井）

〒690-0816 松江市北陵町1番地 テクノアークしまね

TEL：0852-60-5114 FAX：0852-60-5116

E-Mail：shinko@joho-shimane.or.jp

以上